

# 地域見守り協定を新たに締結!!

4月16日に「地域見守り活動協力に関する協定」の調印式が行われました。これまで、ガスや電気、新聞などの23事業所と協定を結んでいきましたが、新たにタクシーや運送、コンビニなど15事業所が加わり、合計38事業所のご協力を得られることになりました。



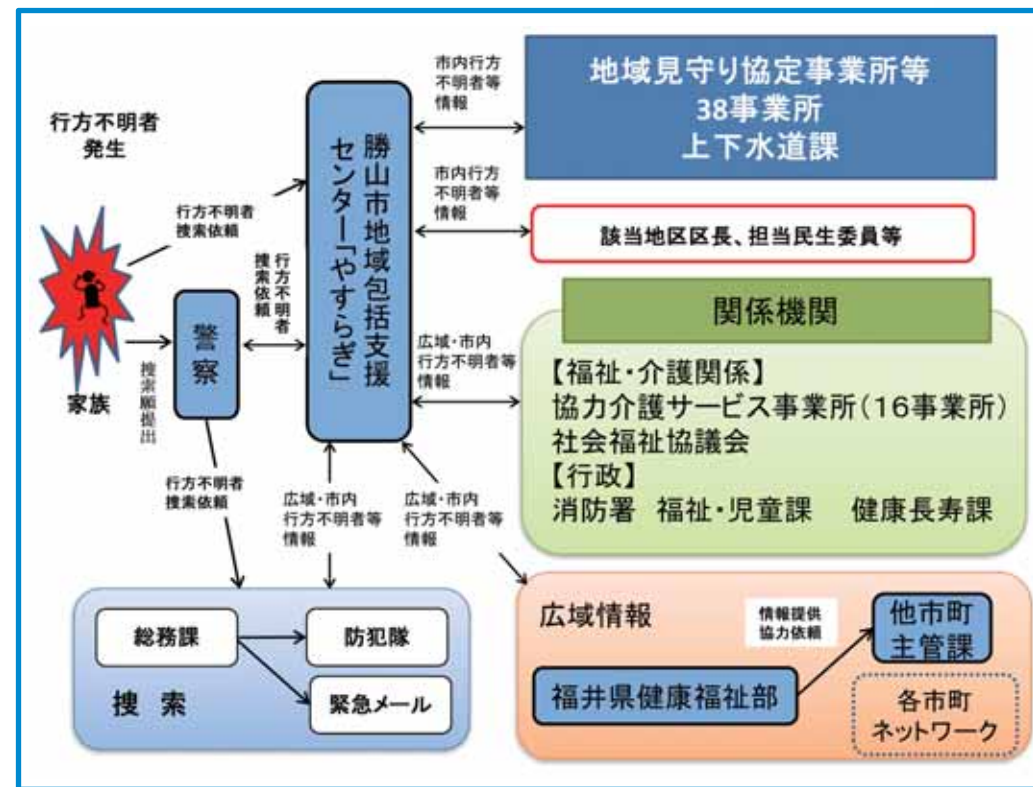
**地域見守り協定って？**  
高齢者などへの配達や集金で異変を感じた場合や、市内に行方不明高齢者などが発生した場合に、日常業務の中で情報の提供を行っていただきます。

## 地域見守り協定 事業所一覧 (50音順)

- 朝日・毎日新聞勝山販売所
- 勝山運送有限公司
- 勝山市LPガス協会 (17事業所加入)
- 勝山自動車株式会社
- 勝山タクシー株式会社
- サークルKサンクス 元町1丁目店
- セブンイレブン 旭町店・郡町店
- 大福交通有限公司
- 中日新聞勝山販売所
- 日本郵便株式会社 勝山郵便局
- ファミリーマート 旭町2丁目店・荒土町店・北郷店・郡町店・南店
- 福井県民生活協同組合
- 福井新聞勝山販売所 奥越営業所
- 北陸電力株式会社 福井主管支店
- ヤマト運輸株式会社
- ローソン旭町店・郡町店

## 勝山市行方不明高齢者等 情報提供体制について

高齢者などが徘徊などで行方不明になった場合、警察や地域包括支援センターにご連絡をいただくことで、地域見守り協定の事業所や市内の協力介護サービス事業所などと連携して行方不明者の早期発見に努めます。

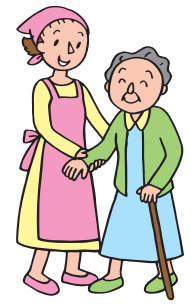


## 認知症の方を 介護されているご家族の方へ

徘徊などで行方不明になるおそれのある場合は、いざという時のために写真などの捜索の参考となる情報の準備をお願いします。詳しくは、勝山市のホームページに「行方不明者捜索依頼書」の様式がありますのでご覧ください。

- 準備していただきたい情報**
- ・身長、体型、髪型
  - ・行きそうな場所（以前の居住地や好きな場所）
  - ・癖、行動の特徴
  - ・過去の徘徊経歴
  - ・写真

⑧ 地域包括支援センター「やすらぎ」(すこやか内) ☎87-0900



## 国保

特定健診受診券を送付します  
～生活習慣病は「早期発見・早期改善」～

## 受けて安心！ 特定健診

生活習慣病は自覚症状がないうちに進行し、異常を感じた時にはすでに重症化していることが多いのが特徴です。今後も健康にお過ごしいただくために、特定健診を受診して自分のからだを知りましょう！

**国民健康保険 (40歳～74歳の方)**  
【負担額】 1,300円  
(非課税世帯 600円 ※事前申請が必要です)  
※がん検診のご案内も同封します

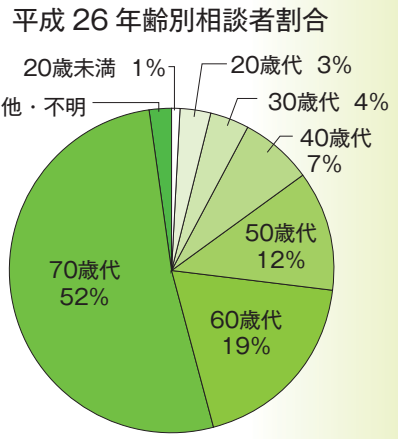
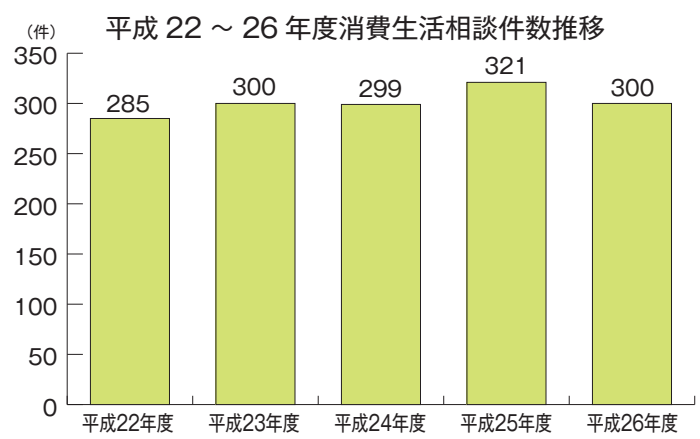
**後期高齢者健診 (75歳以上の方)**  
【負担額】 無料  
※75歳に達する年度に特定健診を受診されなかった方は、後期高齢者健診の対象となります

- 【注意事項】**
- ・受診券は5月下旬に発送します
  - ・受診券には有効期限などが記載されていますのでご確認ください
  - ・公民館・すこやかで行う集団健診で受診、または、指定の医療機関へお申し込みのうえ受診してください
  - ・国保の人間ドック、脳ドックを申し込まれた方へは、重複受診となるため受診券は送付されません
  - ・5月以降の国民健康保険加入者へは受診券が送付されませんので、受診をご希望の方は健康長寿課へお申し込みください
  - ・受診時には「受診券」と「被保険者証」をお持ちください
- ⑧ 健康長寿課 (すこやか内) ☎87-0888

日曜健診は午前7時30分から、すこやかで受付しています  
(日曜健診の日程) 6月28日、7月12日、9月13日、11月29日  
平成27年度の日曜健診では歯科健診も実施します。(※歯科健診の受診には予約が必要です)

## 平成26年度 勝山市消費生活相談の概要

勝山市消費者センターが平成26年度に受け付けた相談は300件(苦情25件、問い合わせ75件)でした。不審な訪問や電話勧誘などについての相談が増えました。どの分野の相談にも70歳以上の方からの相談が増えていることから、高齢者が狙われていることがわかります。



- 苦情相談 (225件) の特徴**
- ・70歳以上の方からの相談が116件であり、その相談内容の多くは不審な勧誘や詐欺に関するもの
  - ・プロバイダーや電話回線などの強引な販売に関する相談が増加
  - ・当センターが交渉など仲介することで解決した相談は59件(全体の26.2%)

5月は消費者月間です。  
「みんなでつくろう! 消費者が主役の社会!!」  
夜間特別相談  
とき▼5月19日(火)午後7時～8時  
ところ▼市役所1階相談室

市民課 (市役所1階) ☎88-8103